大東秘広第２４１３号
【陳情第１６号】
平成２７年８月２１日

大東市三箇自治会
区長　三ツ川　勇　様

大東市長　東坂　浩

要望書について（回答）

平素は本市行政にご協力いただきありがとうございます。平成２７年７月１日付けでご要望のありました件について、下記のとおり回答いたします。

記

[１]全般事項

１．街づくり部

（１）三箇１丁目地内中戸水路整備事業の早期施行

残区間について早期に事業着手されたい。

【回　答】

今年度の整備で一定の歩行ルートを確保できると考えております。南進については今後の検討課題とさせていただきます。

（２）三箇５丁目水路（市道住道四の宮線沿い）の遊歩道化事業の早期施行

早期に事業着手されたい。

【回　答】

自治会要望により道路整備事業を進めてまいりました。平成２６年度において、官民境界を決める明示作業および道路予備設計業務委託を行ってまいりましたが、一部の方から官民明示の同意が得られず、また、道路整備についても沿道の皆様の理解が得られない状況です。つきましては、事業の進め方について、改めて地元協議を行ってまいりたいと考えております。

（３）三箇１丁目地内旧水路（市道江ノ口大箇線沿い旧水路）の修景事業の早期施行

三箇１丁目１０番７号先から１４番７号先までの間の旧水路敷について早期に事業着手されたい。

【回　答】

今年度より北側から着手し、平成２９年度完了を目指します。

（４）道路表示の点検整備

横断歩道、車輌停止線その他道路表示の点検を行い、新規表示又は再表示の工事を施行されたい。

【回　　答】

横断歩道、車両停止線等の交通規制標示の点検については、７月１７日に四條畷警察署に申し入れました。

交通規制担当者から、「パトロール巡回中に補修が必要と判断した箇所については、随時補修を行っている状況ですが、地元から情報をいただければその都度確認させていただきます。」との回答を得ております。

その他の法定外表示については、表示判別できない箇所から対応してまいります。

（５）三箇４丁目、三箇５丁目地内水路の浚渫清掃

三箇土地区画整理区域内水路の浚渫清掃を年１回定期（４月）に実施されたい。

【回　　答】

当該水路の浚渫につきましては、ヘドロや土砂等の堆積状況、予算状況等を勘案しながら、基本的には２年に１回の頻度で浚渫清掃を実施してまいりたいと考えております。

２．福祉・子ども部

（１）民生委員の増員

平成２６年１０月１日付で、三箇４丁目担当の民生委員の増員が図られるまでの暫定措置として、三箇５丁目担当の民生委員の担当区域を「三箇５丁目全域及び三箇４丁目１番～１６番」に変更されたところであるが、早期に三箇４丁目を担当する専任の民生委員を配置されたい。

【回　　答】

ご指摘のとおり、現在は暫定的な措置として、三箇５丁目担当の民生委員児童委員に４丁目の一部を担当していただいております。

４丁目（１番～１６番）を専任する民生委員児童委員につきましては、一斉改選（平成２８年１２月）に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますが、大阪府では一斉改選に向けて、本年の８月ごろから大阪府内市町村の定数に関する事前調整が始まると伺っております。この調整に向けまして、本市定数の見直し等を大阪府へ働き掛けて、三箇４丁目担当の民生委員児童委員を新設できるよう努めてまいります。

（２）民生委員の活動区域の変更

三箇地区の民生委員の活動区域は、中学校区を区域とする「大東市民生委員協議会深野地区委員会」と「大東市民生委員協議会谷川地区委員会」に大きく二分されており、その活動は、それぞれの地区委員会の活動方針に沿って行われている。同一地域でありながら、民生委員の活動区域が異なっていることによって、地域の一体性が損なわれ、地域福祉を推進していく上での阻害要因になっていることから、小学校区を単位とする活動区域に改められたい。

【回　　答】

民生委員児童委員協議会の地区委員会の範囲につきましては、「大東市民生委員児童委員協議会地区委員会会則」により、中学校区単位を基準として位置付け、活動されております。同協議会は、大東市の民生委員児童委員の皆様により組織されている団体です。地区委員会の小学校区単位への変更につきましては、同協議会に対して三箇自治会様のご意向をお伝えし、ご検討をお願いしてまいります。また、本市としましても、民生委員児童委員の皆様からご意見を伺うと共に、他市の取組状況等も参考にしながら、地区委員会の在り方について検討してまいります。

（３）コミュニティソーシャルワーカーの適正配置

コミュニティソーシャルワーカーの配置については、「大東市コミュニティソーシャルワーカー（いきいき相談支援員）推進事業実施要綱」において、「中学校区を標準とする地域の実情に応じた担当区域において、ＣＳＷを配置する施設を指定する。」とし、現に、８つの中学校区ごとに指定されている。

三箇地区においては、中学校区が大きく２つに分かれている現状から、中学校区を標準とした地域で地域福祉を推進することは非常に困難であるため、小学校区を単位とする地域でＣＳＷを指定されるよう改められたい。

【回　　答】

本市では、各中学校区にある「安心・いきいきネット相談支援センター」に、コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）を配置し、地域における見守り・発見・つなぎ機能の強化に取り組み、地域におけるセーフティネットの構築に努めてまいりました。

今後におきましても、ＣＳＷの活動では民生委員児童委員や校区福祉委員等の福祉関係者とのネットワークづくりが不可欠であると考えており、小学校区等の日常生活圏域を単位とするＣＳＷの設置の在り方につきまして検討してまいります。

３．危機管理室

（１）初期消火器具格納箱の適正配置

①大東市初期消火器具格納箱設置事業については、地区の要望に基づいて設置されているが、消防防災の観点から、行政において明確な整備計画を策定し事業実施されたい。

【回　　答】

初期消火器具格納箱の設置につきましては、平成２７年３月現在では２４２基が設置完了となっております。

当初計画では、消火栓の約１０パーセントに当たる２００基を目標に設置し、既にその目標を完了しております。現在は地域の要望にお応えする形で、目標を３００基に変更し設置を行っております。

今後も、地域のご要望により設置を考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

②平成１０年度の事業開始から１７年が経過し、器具の老朽化、劣化対策が課題となりつつあるため、設置者たる大東市の責において計画的に器具の更新を図られたい。

（２）初期消火器具格納箱の帰属及び適正管理

大東市初期消火器具格納箱設置事業について、「初期消火器具格納箱設置決定通知書２設置の条件②」において、「初期消火器具格納箱設置については、当初限りとし、器具等の破損、老朽化により取り替え等に伴う費用負担は全て、管理責任者によって負担するものとする。」とあるが、この事業は、その事業目的にあるように、「消防隊到着までの間、地域住民による効果的な初期消火活動により、火災被害の軽減を図る。」ことを目的とした消防機関の消火活動を補完する事業であり、大東市の実施計画に搭載された大東市の施行事業（設置助成事業ではない。）であり、設置設備は大東市に帰属する資産である。

このため、修繕、取り替え等は、当然、大東市の責において行われるべきものであることを認識されたい。

【回　答】

現在のところ、初期消火器具格納箱設置後の維持管理につきましては、地域および管理者の皆様にご負担いただいているところですが、設置後、経年劣化等の問題も多くご指摘いただいており、対応策について検討してまいります。

（３）避難誘導標識の適正配置

１地区１基の配置計画になっているが、規模の大きい地区にあっては複数の指定避難所が存在し、住民の生活エリアも異なっているため、適正な配置計画になっていない。

設置計画の策定段階で地域の意見を聴取するとともに、消防防災計画の観点から配置計画を定め施行されたい。

【回　答】

避難誘導標識事業については、本年度事業として、１地区１基の配置計画により実施するところです。ご指摘のとおり、地域により規模（面積）の違いがあり、必ずしも１基で充足しているとは考えておらず、今後、適正枚数を精査しながら設置について検討してまいります。

４．市民生活部

（１）全世代地域市民会議について

平成２７年３月１８日付で、大東市全世代地域市民会議基本方針が決定され、大東市による中学校区を単位とする街づくり計画がスタートしました。これによると、三箇地区は中学校区が「深野中学校区」と「谷川中学校区」に分かれているため、約２，０００世帯、７，０００人の地区が、１，０００世帯、３，５００人の２つに大きく分断されて、今後、大東市が街づくりを進めることになり、三箇地区は、行政の手で、２色の街づくりを強制されることになります。これは、コミュニティづくりではなく、市によるコミュニティの分断、破壊であり、地域の歴史的発展過程、生活圏、地域からの申し入れ等を再度検討され、小学校区単位に区域を変更し、地域に根差したコミュニティづくりを推進されたい。

【回　答】

全世代地域市民会議を中学校区で実施する理由といたしましては、中学校の教育環境の向上を図ることが目的の一つです。地域の皆様に中学校へ足を踏み入れていただきたいと考えております。また、中学校に全世代地域市民会議の事務局を設置することで、地域コミュニティの拠点となり、学校・地域・家庭が連携することで、次世代のまちづくりを担う人材育成にも寄与していくものと考えております。

全世代地域市民会議の今後につきましては、地域に即した組織になるように柔軟な発想や対応ができる仕組み作りを検討してまいります。

（２）自治会ホームページのリンク掲載

コミュニティ活動の活性化と大東ブランド力の向上に繋がる自治会ホームページを大東市公式ホームページにリンク掲載されたい。

【回　答】

自治会ホームページを大東市のホームページにリンク掲載することで、自治会離れを防ぐことにつながると考えておりますので、リンク掲載が可能となるように対応してまいります。

（３）防犯カメラの設置

安全な市民生活を確保するため、市の事業として全ての通学路に防犯カメラを設置し、管理されたい。

【回　答】

市の事業としての防犯カメラの設置につきましては、今年度１年間は、先行する箕面市や枚方市の効果を十分に検証した上で防犯カメラの設置を推進していきたいと考えております。

（４）ＬＥＤ防犯灯設置等補助金交付基準の改正

防犯灯設置等補助金交付の１年度当たりの補助台数は、自治会の規模にかかわらず、一律３台を限度とされているが、面積、世帯数に応じた基準に改められ、防犯灯ＬＥＤ化取替残事業の早期完了及び防犯灯の増設を促進されたい。

【回　答】

各自治会の防犯灯に対する要望は、「新設」から「取替」に移っております。そのため、ご要望にありますように大東市ＬＥＤ防犯灯設置等補金交付要綱において、補助の上限を自治会の規模にかかわらず一律３灯としているところを、何らかの基準を設け、当該基準に基づき区分けすることは重要であると考えております。

今年度において、補助対象者を５１の自治区としているところを、防犯灯を管理する自治会等に改めるとともに、「各自治会等が管理する防犯灯の数」を基準にして当該自治会等を、取替・新設が可能な数について１灯から３灯までのグループに区分することを検討いたしました。

その結果、平成２７年度の当該補助制度に係る予算額で、防犯灯を管理する自治会等について、取替・新設可能な数を１灯から３灯までのグループに区分けを行った場合、その区分けが雑駁になってしまうことや、加えて、平成２７年度は防犯灯取替助成事業を実施しており、多くの自治会等においては、ＬＥＤ防犯灯設置等補助に係る補助対象が「新設」のみとなることから、当該補助制度に係る要綱の一部改正を行うことを見送り、今年度は現行の基準で運用させていただいております。

来年度以降、ＬＥＤ防犯灯設置等補助制度については、防犯灯取替助成事業と同様の予算配当金を割り当てる方法に改める等の検討を行ってまいりたいと考えております。

（５）防犯灯ＬＥＤ化取替補助事業について

平成２７年度から施行される防犯灯ＬＥＤ化取替事業の施行に当たっては、管理下にある防犯灯の台数を基礎として実施されるとともに、早期に全ての防犯灯のＬＥＤ化を完了されたい。

【回　答】

平成２７年度においても、大東市安心で安全なまちづくり基金の残額１，０００万円を活用し、老朽化した防犯灯のＬＥＤ化を図るべく、平成２３年度から平成２６年度まで実施いたしました防犯灯取替助成事業を引き続き実施いたします。

平成２７年度の当該事業においても各自治会に防犯灯のＬＥＤ化のために予算配当金を割り当てる方式を採用しております。当該配当金の割り当てについては、管理下にある防犯灯の台数を基礎として算出しております。

当該事業は平成２７年度で終了となりますので、今後においては、ＬＥＤ防犯灯の新設またはＬＥＤ防犯灯への取替を補助対象としたＬＥＤ防犯灯設置等補助金制度を活用いただき、引き続き防犯灯のＬＥＤ化を推進してまいりたいと考えております。

（６）空地の適正管理

空地の適正管理を指導されたい。

【回　答】

空き地の適正管理につきましては、大東市環境の保全等の推進に関する条例に基づき、市民および区長の皆様から苦情の報告があった場合において、所有者に対しての勧告等の改善命令は現在のところ実施しておりませんが、現地の写真を撮影し、空き地の所有者を調査して、所有者に空き地の現況写真と、空き地の適正管理をお願いする通知書を送付しております。

（７）三箇墓地

墓地管理委員会が墓地の適正な管理をはかるため測量を行うについて、費用の負担をされたい。

【回　　答】

三箇墓地に係る公有財産管理委託契約書（昭和５４年１１月２６日締結）の第４条に当該物件の維持管理に要する一切の費用は地元地区が負担する旨が規定されておりますので、地元地区で費用の負担をしていただきたいと考えております。

（８）自治区提案事業の延長及び補助金交付回数制限の撤廃

平成２８年度で自治区提案事業を廃止されることになっているが、自治区の自発的な事業の推進により、更なる地域の活性化が見込めるため、制度の廃止を再考されたい。

【回　　答】

自治区提案事業は、地域それぞれが抱える様々な問題や課題を地域主導で解決し、全５１地区において事業提案していただくことを主眼とし、平成２４年度から本格実施しております。全地区からの提案を促進させるため、平成２６年度分の提案事業数の調査時（平成２５年度の９月ごろ）から、期間や回数制限を設けることといたしました。また、今年度からスタートした自治会が作成した自治会だよりや防災マップ等をカラー印刷する業務等の自治会の活性化や加入促進につながる他の後方支援策について、今後も検討してまいりたいと考えております。

なお、全世代地域市民会議の今後につきましては、地域に即した組織になるように柔軟な発想や対応ができる仕組みづくりを検討しているところであり、その中で効果的な制度を構築してまいりたいと考えております。

５．保健医療部

三箇高齢者交流センターの経費について、今年度関西電力の料金改定等により予算に不足が生じた場合は、速やかに補填されたい。

【回　　答】

電気料金が改定され、運営のご負担になっていることは認識しております。

平成２７年度の予定額（予算額）は１０万円増額の４００万円とさせていただいておりますので、平成２７年度は予算の範囲内の交付となりますことをご理解いただきますようお願いいたします。

６．学校教育部

通学路の点検と再検討を行われたい。

【回　　答】

通学路の安全対策として、学校が定期的に通学路の点検を行い、教職員が必要に応じて巡回し通学路の再検討を行っております。

７．生涯学習部

（１）子ども安全見守り隊防寒服の支給

平成２６年度において、子ども安全見守り隊の防寒服を支給されたところであるが、数量に限りがあり、全隊員に配付できなかったため、平成２７年度において不足分を支給されたい。

【回　　答】

児童の登下校時に通学路で見守り活動されていることは、児童にとっても、地域全体にとっても大きな防犯効果であると考えております。そのため、できる限り予算内での購入を検討してまいります。

三箇１丁目要望事項・北地区

１．三箇１丁目中戸水路整備工事の残区間について、今年度は１丁目１４番１７先まで施行されるが、引きつづき南への延伸をはかるとともにその計画を提示されたい。あわせて、その整備区間に防犯灯の新設をされたい。

【回　　答】

今年度施工分につきましては、７月２８日に入札を行い、農閑期に作業を行う予定です。また、今年度の整備で一定の歩行ルートを確保できると考えております。南進については今後の検討課題とさせていただきます。

なお、防犯灯の新設につきましては、現在、市による防犯灯設置工事は行っておらず、大東市ＬＥＤ防犯灯設置補助金交付要綱に基づき、ＬＥＤ防犯灯を設置する自治会に対して、その設置経費の補助を行っております。

ご要望の区間への防犯灯の設置につきましては、当該補助制度を活用いただきますようお願いいたします。

２．中戸水路の寝屋川からの流入部の水門扉の適切な管理をされたい。特に、満水状態のときの止水版の両側から漏水が激しい。

【回　　答】

農業期の終了後、年度内に修繕を実施いたします。

３．中戸水路の土砂が堆積している箇所の浚渫の実施。特に水門扉から市道江ノ口大箇線まで延長約１００ｍと、正覚寺から西方向への水路延長約１５０ｍの区間。

【回　　答】

当該水路の浚渫につきましては、ヘドロや土砂等の堆積状況、予算状況等を勘案しながら、基本的には２年に１回の頻度で浚渫清掃を実施してまいりたいと考えております。

４．１丁目１４番１７先の道路の溝蓋が腐食しているため取替えされたい。
延長約７ｍ区間

【回　　答】

８月に施工いたしました。

三箇１丁目要望事項・南地区

１．尼の川の浚渫・藻の除去を年１回実施されたい。

【回　　答】

年１回の頻度で浚渫清掃を実施してまいります。

２．市道住道四の宮線特に会所橋から北へ延長約１００ｍ区間について舗装を改良されたい。

【回　　答】

劣化の著しい箇所について、地元協議し、補修を行います。

３．三箇１丁目第２幹線広場階段の改良

（１）市道住道四の宮線から第２幹線広場に通じる階段が老朽化しているため、腐食箇所の修復及び全体の塗装改良を行われたい。

【回　　答】

腐食危険箇所の補修について、８月に施工いたしました。

（２）藤棚の再整備を行われたい。

【回　　答】

８月に施工いたしました。

三箇３丁目要望事項

１．道路関係

（１）三箇３丁目地内道路のうち、平成２６年度に市との協議を終えた路線について、順次舗装改良工事を行われたい。

【回　　答】

平成２６年度の協議に基づき、平成２７年度に対応する予定でしたが、大阪ガスの埋設工事の予定があると聞いておりますので、一時保留とさせていただきます。

（２）三箇３丁目２番１６号先にグレーチング蓋を設置されたい。

【回　　答】

８月に施工いたしました。

（３）三箇小学校正門北側、日の出自動車とケアパートナー大東との間の道路について児童の登下校時の通行規制の実施をされたい。

【回　　答】

７月９日、学校管理課・道路課職員にて近隣事業所所長と面会し、通学路の安全について協力（①安全運転の徹底②通学時間帯の通行協力）を求めました。

所長から「①について徹底指導します。②については送迎ルートの関係がありますができる範囲で協力します。」との回答を得ております。

（4）三箇3丁目6番先、メゾン山口2番館東側旧水路にある車止めポールを取り替えされたい。

【回　答】

8月に施工いたしました。

2．市道住道四の宮線緩衝地利用

消防団第11分団車庫北側の未利用地を消防分団車庫と一体的に消防防災施設として利用できるよう、大阪府と協議されたい。

【回　答】

市道住道四の宮線緩衝地については、現在、有効な土地の活用ができるよう、大阪府と協議を行っているところです。

3．市道住道四の宮線緩衝緑地花壇フェンスの改良

花壇フェンスを更新されたい。

【回　答】

アドプト活動をしていただいている方と別途協議してまいります。

4．上三箇第4児童遊園の出入り口に扉を設置されたい。

【回　答】

9月末までを目処に設置する予定です。

三箇4丁目要望事項

1．三箇4丁目、三箇5丁目町区域界の旧水路の舗装

（1）三箇4丁目、三箇5丁目町区域界の旧水路について、現状の自転車歩行者専用通路として舗装新設を行われたい。

【回　答】

今後、地元の皆様と協議を行いながら、舗装については検討を進めます。

2．三箇第2公園の改良

（1）大東市公園条例第8条に規定する移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準に適合した便所に早期に改良されたい。

【回　答】

本市における都市計画公園18か所のトイレ施設のうち、バリアフリー未対応の施設は8か所であり、順次改良を進める必要があります。トイレ施設の改良は、予算規模が大きくなりますので、改良計画を作成してまいります。

（2）周辺家屋への迷惑防止用植栽の補植をされたい。

【回　答】

当該区間では、既存のフェンスを越えてボール等が隣接家屋内に飛び込み、大変迷惑を被っているとの苦情が行政にも直接寄せられています。つきましては、既存のフェンスを改良する方向で検討しております。

３．三箇第３公園の改良

（１）大東市公園条例第８条に規定する移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準に適合した便所に早期に改良されたい。

【回　答】

現在､設計を進めており､工事の発注につきましては１０月下旬を目指しております。

（２）動物スプリング遊具を設置されたい。

【回　答】

１０月末を目処に設置します。

４．市道の舗装改良

（１）市道の舗装改良計画を策定し、平成２７年度から計画的に工事を施行されたい。

【回　答】

平成２６年度の協議では、三箇３丁目地区を平成２７年度、三箇４丁目地区を平成２８年度としておりましたが、三箇３丁目地区において、大阪ガスが埋設工事を今年度予定していることから、三箇４丁目地区を平成２７年度に地元協議し、対応してまいります。

今後については、道路は車両種別・通行量等により劣化状況も変わることから、真に必要な舗装補修について､地元補修要望箇所を鑑みながら対応したいと考えております。

５．転落防止柵の設置

（１）三箇第２公園東側の水路に転落防止柵（２箇所）を設置されたい。

【回　答】

９月末までに完了する予定です。

（２）葬儀会館「やすらぎホール」の北側交差点以東の水路に鉄板蓋を設置されたい。

【回　答】

管理者であります門真市まちづくり部土木課維持補修グループに７月８日連絡し､「今年度中に対応する」旨の回答を得ております。

（３）三箇第３公園北西角道路側溝に鉄板蓋を設置されたい。

【回　答】

８月に施工いたしました。

６．迷惑駐車対策の実施

（１）三箇第２公園南東側道路の迷惑駐車対策を行われたい。

【回　答】

８月に施工いたしました。

三箇５丁目要望事項

１．寝屋川右岸五軒堀新橋西側のポンプ場から南に延びる水路改修について

（１）この区間に車の駐車が多く、取り締まりまたは駐車禁止看板を設置されたい。

【回　　答】

啓発看板を設置しました。

２．市道三箇３２号線から市道住道四の宮線に自転車で出る時、急な坂のため、車の通行も多く危険である。勾配を緩やかに道路の舗装補修とカーブミラーの設置を実施されたい。

【回　　答】

設置に向け地元と協議してまいります。

３．上三箇第１児童遊園の改良

雨水排水対策を行われたい。

【回　　答】

雨水および土砂が流出しにくい構造になるよう、現在検討を進めております。

三箇６丁目全般

１．三箇６丁目の舗装改良

市道の舗装改良計画を策定し、平成２７年度から計画的に工事を施行されたい。

【回　　答】

道路は車両種別・通行量等により劣化状況も変わることから、真に必要な舗装補修について、地元補修要望箇所を鑑みながら対応したいと考えております。

２．三箇児童遊園の改良

（１）腐食している児童遊園南側水路の鉄板蓋を更新されたい。

【回　　答】

８月に施工いたしました。

（２）動物スプリング遊具を設置されたい。

【回　　答】

１０月末を目処に設置します。

３．三箇第１公園トイレの改良

（１）トイレ土間の排水設備を改良されたい。

【回　　答】

トイレの改良につきましては、施工業者と施工日程も含めて協議中です。

（２）出入り口付近の土砂流出対策を行われたい。

【回　　答】

土砂が流出しにくい構造になるよう、現在検討を進めております。

三箇６丁目南要望事項

１．三箇６丁目５番の下水用マンホールが陥没しているため、路面と面一になるよう補修されたい。（走行車両による騒音と振動が激しい）

【回　　答】

至急工事業者の手配を行い、改善工事を行います。

２．６丁目２番１８号前の道路側溝の排水ができない。側溝の改修を実施されたい。

【回　　答】

８月に施工いたしました。

【問い合わせ先】
政策推進部　秘書広報課　広報広聴グループ
ＴＥＬ　０７２－８７０－０４０３